

鳥取県立鳥取療育園 熱中症対策マニュアル

熱中症は、従来、高温環境下での労働や運動活動で多く発生していたが、近年、気候変動等の影響により、一般環境における熱ストレスが増大している。この過酷な暑熱環境により、近年、熱中症による死亡リスクも高まっているところである。

体温調節機能がまだ十分に発達していない小児・幼児や体温調節機能が低下している障がい者は、成人よりも熱中症のリスクが高く、更に注意が必要である。

また、労働安全衛生規則の一部が改正(令和7年4月15日交付)、事業者に対して、職場における熱中症対策が義務化されることとなった(施行日:令和7年6月1日)。

【義務化の内容】 ※『労働安全衛生規則の一部規制に伴う各事業場における熱中症対策の体制整備等について(通知)』

1 規則改正の概要

(1)義務化の内容

熱中症のおそれがある労働者等を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者が義務付ける。

- ア 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとに定める。
- イ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、熱中症による重篤化を防止するために必要な措置や実施手順を事業場ごとに定める。
- ウ 対策の内容を労働者に周知する。

(2)対象となる作業

「WBGT(暑さ指数)28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※WBGT(暑さ指数)とは、熱中症を予防することを目的とした指標で、単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されますが、その値は気温とは異なります。人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

(参考)

- ・環境省 HP「暑さ指数とは？」
- ・環境省 HP「全国の暑さ指数(WBGT)」(日ごとの暑さ指数を確認できます。)

2 各事業場における対応

- (1)上記1(1)アに記載の熱中症のおそれがあるときの連絡体制を整備すること。
- (2)上記1(1)イに記載の手順書を作成すること。
- (3)連絡体制及び手順書について、所属職員に周知すること。

【当園における対応】

1 体制整備について

迅速に対応できるよう「熱中症担当者」を置く。熱中症担当者は、各担当総括とする。

2 手順作成について

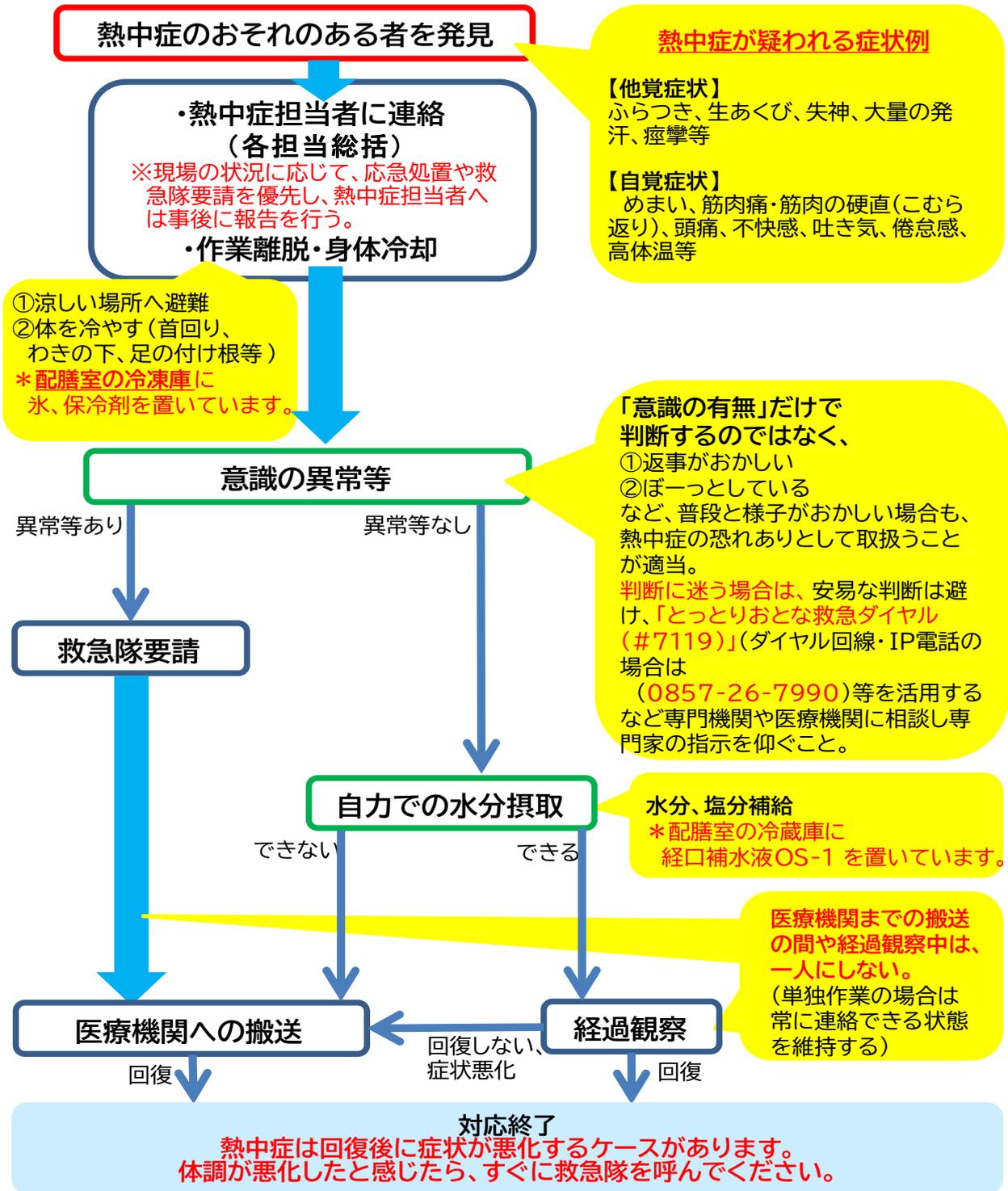
別添「熱中症のおそれのある者に対する処置の手順」のとおりとする。

3 関係者への周知

上記(1)(2)について、所属職員(会計年度任用職員含む)に周知する。

熱中症のおそれのある者に対する処置の手順

鳥取県立鳥取療育園



熱中症のおそれがあるときの連絡体制

①熱中症担当者
担当者:(鳥取県立鳥取療育園各担当総括)
電話番号 0857-29-8889
*担当者に連絡がつかないときは、応急処置や救急隊要請を優先し、事後に連絡すること。
*熱中症担当者は、園長・副園長に症状・経過を報告する。

②救急・病院
救急要請: 119番
*救急要請が不要な場合は、かかりつけ医等を受診。